

## 第837回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年2月13日（水）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第836回教育委員会会議録の承認について

4 第837回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 生涯学習施設における物損事故に係る和解について (生涯学習課)

6 議 事

第1号議案 新県立高校将来構想第2次実施計画について (教育企画室)

第2号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について  
(教職員課)

第3号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について (文化財保護課)

第4号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について (文化財保護課)

7 課長報告等

(1) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに前期選抜及び  
連携型入試について (高校教育課)

(2) みやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業について (スポーツ健康課)

8 資料（配付のみ）

(1) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)

(2) 平成25年度県立中学校の入学者選抜結果について (高校教育課)

(3) 指導者研修会について ～体罰根絶に向けて～ (スポーツ健康課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

## 第837回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成25年2月13日(水) 午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 青木委員, 高橋教育長

### 4 説明のため出席した者

伊東教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長,  
加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長,  
氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長,  
吉田文化財保護課副参事兼課長補佐 外

5 開 会 午後1時31分

### 6 第836回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第837回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 青木委員及び伊藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 教育長報告

(1) 生涯学習施設における物損事故に係る和解について

### 6 議 事

第3号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第4号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

委 員 長 教育長報告及び議事の第3号議案及び第4号議案については, 非開示情報等が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議等については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 9 議 事

第1号議案 新県立高校将来構想第2次実施計画について

(説明者: 教育長)

第1号議案について, 御説明申し上げます。

資料は, 1ページと別冊「新県立高校将来構想 第2次実施計画」及び参考資料となる。

参考資料の1ページを御覧願いたい。「1 第2次実施計画の位置づけ」であるが, 新県立高校将来構想の実実施計画は, 平成23年度から平成32年度までの10カ年を期間とする構想を着実に推進するため, 基本的な計画期間を5年間として策定することとしており, 社会の変化や高校教育改革の取組に係る成果・課題等の検証結果等を速やかに次の実施計画に反映できるよう, 原則的に3年ごとにローリングすることとしている。今回お諮りする第2次実施計画については, 平成26年度から平成30年度までの5年間における県立高校教育改革の具体的な取組を示すものである。

なお, 県立高校の学科編成及び学校配置の見直しについては, この実施計画において実施概要を公表した上で進めることを基本としているが, 今後, 引き続き学校配置の在り方について検討を進めていく中で, 平成27年度に策定予定の第3次実施計画を待たずに, 県立高校の再編統合等で実施準備に速やかに着手

する必要がある場合には、実施計画に準じた形で実施概要を個別に公表した上で実施準備に着手することにし、と考えており、その旨を記載しているものである。

次に、「3 第2次実施計画のポイント」であるが、「(1) 東日本大震災からの復興への対応」として、震災からの教育の復興に向けた取組や、被災の大きい水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建の方向性を示したものである。次に、2ページとなるが、「(2) 中学校卒業生数及び必要学級数の見通し」について、改めて算定したところ、中学校卒業生数は平成35年までに2,035人減少し、必要学級数は平成32年までに36学級減少する見通しとなっている。また、3ページの「(3) 新たな学科改編計画」として、多賀城高校への防災系学科の新設、松島高校への観光系学科の新設、そして、水産高校の海洋総合科の拡充を掲げている。

詳細について、教育企画室長より御説明申し上げます。

**(説明者：教育企画室長)**

引き続き、第1号議案について、第1次実施計画から追加等した部分を中心に御説明申し上げます。

別冊「新県立高校将来構想 第2次実施計画」の1ページを御覧願いたい。「第1章 実施計画の策定に当たって」については、先ほど教育長から御説明申し上げた策定の趣旨等である。

次に、2ページからの「第2章 高校教育改革の取組」については、平成26年度から30年度までに取り組む具体的な改革項目について、新県立高校将来構想において定める方向性に沿って記載している。まず、「1 学力の向上」の「(1) 基礎基本となる知識の定着」では、3ページ上段の「③基礎的・基本的な知識・技能及び学習習慣の定着」の中に、1つ目の“・(中点)”の「全ての高校において、学力向上の目標を適切に設定し、授業理解度の向上と家庭学習時間確保に向けた取組を進めること」や、3つ目の“・(中点)”の「義務教育段階の学習の着実な定着のため、各学校の取組事例集を作成し、授業等において活用すること」などを新たに追加している。また、「(3) 人間関係を構築する力の育成」では、「①人間関係を構築する基礎力の育成」を項目として新たにに加え、マナーアップ運動や親になるための教育を盛り込んだほか、4ページの「③部活動の促進」の4つ目の“・(中点)”で、「平成29年度に本県で初めて開催される全国高等学校総合文化祭や、南東北3県で開催予定の総合体育大会を見据えた部活動の充実を図ること」を追加している。さらに、近年深刻化するいじめ問題に関し、「⑤いじめ問題等への取組強化」を新たに追加し、「いじめを生まない学校づくりに努めること」、「いじめ問題の早期発見・早期解決を図ること」を盛り込んでいる。

6ページを御覧願いたい。「2 キャリア教育の充実」の「(1) 勤労観・職業観の育成」では、「①『志教育』の体系的・具体的な実践」として、1つ目の“・(中点)”で「各学校において『志教育』の全体計画及び年間指導計画を作成すること」、2つ目の“・(中点)”で「『志教育』の体系的な取組を実践すること」について記載している。また、「②在り方・生き方の探究を重視したキャリア教育の実践」では、1つ目の“・(中点)”で「大学と連携した取組」を進めること、4つ目の“・(中点)”では、「キャリアアドバイザーの配置継続により、キャリア教育の一層の充実を図ること」を追加している。

8ページを御覧願いたい。「3 地域のニーズに応える高校づくりの推進」の「(1) 地域とつながる高校づくりの推進」では、「①地域と連携した高校づくりの推進」として、3つ目の“・(中点)”で「地域復興に係る学校協議会の設置」、4つ目の“・(中点)”で「地域の復興をテーマにした取組」を追加したほか、「②小・中学校との連携の推進」を新たな項目として設け、英語教育や理数教育において小中学校と連携した取組を進めることとしている。

次に、9ページを御覧願いたい。「③高校による地域貢献活動の推進」では、2つ目の“・(中点)”で「地域の防災拠点機能の強化」を、3つ目の“・(中点)”で「ボランティア活動や環境保全活動等を通じた地域社会を支える自覚と態度の育成」を追加している。次の「(2) 開かれた高校づくりと安全対策の強化」では、「①学校からの情報発信の充実による地域との信頼醸成」の2つ目の“・(中点)”で「専門高校で学んでいる生徒の学習活動や成果の発表等」を追加している。

次に、10ページの「4 教育環境の充実・学校経営の改善」の「(1) 教員の資質の向上」のうち「①教職研修の充実」では、社会や時代の変化に対応するため教科外の各種研修等を充実することとし、5つ目の“・(中点)”で「防災教育等の推進的役割を担う人材の育成」を、6つ目の“・(中点)”で「いじ

め問題に関する教員の資質の向上」を追加している。

13ページを御覧願いたい。「5 東日本大震災からの教育の復興に向けた取組」については、東日本大震災の発生及び宮城県震災復興計画の策定を受けて、第2次実施計画において新たに設けた項目となる。「(1)心のケアと防災教育の充実」のうち「①心のケアの充実」では、震災による様々な精神的変化等に的確に対応するため、教育相談事業やカウンセラーの配置を行うほか、MAP(みやぎアドベンチャープログラム)の手法を取り入れた心の復興を図ることとしている。また、「②防災教育の充実」として、自らの命をしっかりと守る教育を実践するために、すべての高校に防災主任の配置をすることや、災害安全、交通安全及び生活安全の三領域を網羅する本県独自の指針として新たに策定した「みやぎ学校安全基本指針」に基づく具体的・実践的な指導に取り組むほか、「③防災に関する専門教育の推進」として、災害から一人でも多くの命と暮らしを守るための人づくりを進めるための防災専門教育に取り組むこととしている。

次に、14ページの「(2)宮城の復興を担う産業人材の育成」においては、地域産業界と連携した取組を充実することを明記するとともに、「(3)復興活動への参画促進」において、高校が地域の様々な復興活動に参画していくことを記載している。

15ページを御覧願いたい。「第3章 社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置」では、県立高等学校将来構想審議会や産業教育審議会の答申等を踏まえ、今後の学科編成及び学校配置の在り方について記載している。「1 水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建」では、東日本大震災により、校舎等が被災した3校の新しい学校づくりに向けた方向性を記載している。水産高校については、平成28年度末完成を目途に、現在の校地内で新校舎の建設を進めるとともに、平成26年4月から情報科学科を廃止して海洋総合科を4学級とし、生徒の希望に応じて、フードビジネスや調理等、流通・販売・消費を含めた水産業の6次産業化に向けた取組について幅広く学習できる体制を整備することにより、魚食文化の復活や水産物の消費拡大に貢献できる人材の育成を目指していくこととしている。このため、水産高校については、調理師資格の取得ができる調理師養成施設の指定を目指したいと考えている。また、農業高校及び気仙沼向洋高校については、平成29年度末完成を目途に、それぞれ名取市内西部及び気仙沼市内南部での再建を目指すとともに、農業高校は新たな視点に立って実践できる農業人を育成するための農業教育を、気仙沼向洋高校は地域のニーズに応じた魅力ある水産教育を目指すこととしている。

次の16ページの「2 学科編成について」では、全日制課程の各学科、定時制課程及び通信制課程における取組と総合産業高校の新たな設置について記載している。「(1)全日制課程」の「①普通科」では、「社会や職業に対する意識・態度の育成」、「生徒の多様な興味・関心等に応じた教育活動の展開」に取り組むこととし、「②専門学科」では、「ウ 東日本大震災の教訓を活かした防災専門教育の推進」と「エ 地域資源を活用した特色ある学科の設置」として、「観光王国みやぎ」を支える人づくりなどに、新たに取り組むこととしている。

次の17ページの「③総合学科」では、教育環境の維持・充実に向けた体制整備を進めることとしている。また、「(2)定時制課程」については、生徒数の減少に対応して「昼間部・夜間部の配置や学級数の在り方について検討」することとしており、「(3)通信制課程」では「多様な生徒に対応した入学者選抜」及び「個に応じた学習指導の実践」を進めることとしている。

19ページを御覧願いたい。「3 学校配置について」の「(1)再編の基本的考え方」では、東日本大震災後の統計調査に基づき、改めて平成35年までの地区別の中学校等卒業者数と平成32年までの地区別の必要学級数の見通しを記載している。中学校等卒業者数は、平成35年までに全県で約2,035人減少し、これに伴い、必要学級数については平成32年までに36学級減少する見込みとなっている。

次の20ページの「(2)小規模校の対応」では、小規模化した本校及び分校の再編基準を記載しているが、これについては、第1次実施計画において定めた基準を変更しないこととしている。

次に、21ページを御覧願いたい。「4 学科編成・学校配置計画」では、「(1)中部地区における学科改編」として、「多賀城高校への防災系学科の新設」と「松島高校への観光系学科の新設」について記載している。防災系学科については、東日本大震災から学んだ教訓を将来にわたり語り継ぎ、今後、国内外で発生する災害から一人でも多くの命と暮らしを守っていくための人づくりを進めるために設置するものである。設置校の選定に当たっては、津波の被災地にあること、より広い地域から志願していただけるよう

に交通の便も良いこと、また、大学への進学等も視野に入れるなど、総合的に勘案し、多賀城高校に新設するものである。具体的には、現在の普通科7学級の編成を、平成28年4月から普通科6学級及び防災系学科1学級へと改編するものである。今後、設置の準備等に当たっては、東北大学等の関係機関と連携し、取り組んでいくこととしている。観光系学科については、日本三景「松島」の観光資源を学習素材として活用し、本県が取り組んでいる「観光王国みやぎ」の推進を図り、将来において観光産業やそれに関連する産業・業種に携わる人材を育成するため、松島高校に新設するものである。具体的には、現在の普通科5学級の編成を、平成26年4月から普通科3学級及び観光系学科2学級へと改編するものである。

次の22ページの「(2) 登米地区における総合産業高校の新設」であるが、こちらは第1次実施計画から引き続き掲載するものであり、現在、その開校に向けた準備を進めており、学校名や学科編成等、第1次実施計画策定後に具体化した内容に改めているものである。

最後に、「(3) 石巻地区における学科改編」であるが、これは先ほど御説明申し上げた水産高校の海洋総合科の拡充について再掲したものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

3ページの「(3) 人間関係を構築する力の育成」の「③部活動の促進」に「平成29年度に本県で開催される全国高等学校総合文化祭や、南東北3県で開催予定の全国高等学校総合体育大会に向けて、より一層部活動の充実を図ります。」とあるが、オリンピックにも見られるように、メダルの獲得や上位入賞を狙うことは当然のことであり、そういった意味では、競技力の向上を示すことのできる絶好の機会であると思う。この全国高等学校総合文化祭及び全国高等学校総合体育大会について、宮城県の子どもの力を見ていただくためには、競技力の強化策に取り組む必要があるが、そのための予算措置がなければ、実効性のある競技力向上には結びつかないのではないか。例えば、練習場所の確保、校外試合等の遠征費用等、競技力の向上に直結する予算措置が必要であり、成果が上がるような取組を充実させていただきたい。

もう一点、6ページの「2 キャリア教育の充実」の「(1) 勤労観・職業観の育成」のうち「①『志教育』の体系的・具体的な実践」の中で、「高校生が自ら果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的に取り組む姿勢を育むため、各学校において『志教育』の全体計画及び年間指導計画を作成します。」とあるが、この「志教育」には既に取り組んでおり、その成果も表れてきているものと認識しているが、今後も成果のある取組とするためには、それらの計画を作成した上で、先生方の生徒等に寄り添う姿勢が重要となる。同じ教育をしても、生徒の能力や学習に対する関心、向き合い方により、その理解度に差が出ることはやむを得ない部分であると思うが、生徒が理解できずにいる場合には、先生が寄り添い理解させていけるような教育環境を作り上げていただきたい。この「志教育」の理念の下で学んだ生徒全員が、その目指すべき姿勢に向かって進むような教育に取り組んでいただきたい。

スポーツ健康課長

1点目の平成29年度に開催される全国高等学校総合文化祭及び南東北3県で開催予定の全国高等学校総合体育大会の大きな二つの大会については、同じ年に同じ県で開催されることは全国でも初めての試みとなるため、現在、その準備作業を進めている状況である。その中で、競技力の強化については、東日本大震災からの復興に向けた視点からも必要であると感じており、本県の生徒が成果を上げることにより、競技力の向上と本県の復興を表現していくことができるものと考えている。県教委としては、その強化及び育成の観点から、高体連や体育協会を通じ、各競技団体に対する補助や支援に取り組んでいる状況である。

なお、本日の課長報告(2)において、新たな強化策について御報告申し上げることとしているが、その取組等については、今後具体的に検討していくこととしている。

教育企画室長 2点目の「志教育」については、本県の教育行政の要として、その理念の基に各施策を進めており、各学校においても、その理念に沿った全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動に取り組んでいる。今回の計画の16ページでも触れているが、高校におけるキャリア教育については、専門学科が中心となる考え方もあったが、これからは普通科においても同様に進めていく必要があることから、すべての学校において、その充実を図り、これまで以上にしっかりと取り組んでいくこととしている。

高校教育課長 「志教育」については、各学校の全体計画及び年間指導計画において、それを踏まえた取組を実践することとして作成しており、小・中・高を通じたそれぞれの発達段階に応じた取組を進めることとしている。現在は、各学校のそれぞれの特色、地域の実情、学校の伝統等を踏まえ、キャリア教育を念頭に見据えた上、学校独自の「志」を打ち立てている。生徒が“かかわる・もとめる・はたす”のキーワードを基に、生徒がそれぞれの志を見つけていく中で、ただ今御指摘のあった教職員の教育の在り方も含め、具体的な一つ一つの実践例が積み重なり、学校全体が一体となり、それぞれが寄り添う形で「志教育」を推進していくよう取り組んでいきたい。

教 育 長 ただ今の説明を補足する。「志教育」については、先ほどから御説明申し上げているように、それ自体が、学校教育のみで完結するものではないと考えている。そのような観点から「①『志教育』の体系的・具体的な実践」を記載しているが、②及び③のように生徒が学校外で各種の体験等を行うこと、あるいは、多くの外部の方を学校に招き、生徒を指導していただくことなど、学校の枠を越えた部分でも多くの学びの場がある。教育企画室長の説明にもあったように、キャリア教育については、専門学科・普通科に限定することなく、すべての学科で取り組むことにより、広義の視点での学びとして、生徒たちの大きな力になるものと考えている。その一方で、当然ながら教科指導の充実にも取り組む必要があることから、生徒の個別指導や継続的な指導を充実させてまいりたい。また、学校外にある多くの教育資源も活用し、子どもたちの“志”をしっかりと高めていく取組を進めていきたいと考えている。

伊 藤 委 員 ただ今教育長から説明のあった内容については、6ページの「③ 就業体験機会の充実」にも記載されている。取組の内容として「実社会と接する機会をより多く与える…」とあることから、産業界とも連携・協力した上で、子どもたちに対しては、様々な機会を通じた実体験による教育の場を提供してほしい。

佐 竹 委 員 「志教育」という言葉が非常に心地よく、良い響きとして受け止められ、それが教育の場にも浸透してきていると感じている。また、今回の第2次実施計画については、現計画の見直しを含め、不足していたと思われる部分を良く補っていると思う。今後も、この計画に沿った取組を進めていく中で、非常に柔軟な体制の下で教育活動が行われるものと確信している。

教 育 長 その中で、先ほどの伊藤委員の意見にもあった、全国高等学校総合文化祭と全国高等学校総合体育大会について、同じ年に同じ県で開催されることが、全国初の取組となることであったが、そのことに鑑みて、以前、宮城県で開催された総合体育大会の際にも様々な問題点があったはずであり、それらを反省材料として、学校だけでなく、地域や企業等が協働して対応していくことが必要であると思う。全国の高校生等が本県を訪れた際に、不便のない、居心地の良い宮城県であってほしい。そのためには、交通・宿泊・食事等、様々な分野における協力も必要となることから、全県を挙げた特別の取組として対応してほしい。前回の総体時も一生懸命に取り組まれたと思うが、各分野からの支援や協力が得られるよう、各方面に対する呼び掛けにも努めていただきたい。

委員御指摘のとおりである。平成29年度の総合文化祭等の開催については、スポーツ健康課長から説明申し上げたとおり、大震災で被災した宮城の復興を感じていただく

場として、本県を訪れた皆さんに、本県の高校生の元気な姿や復興に向かう宮城を実際に見ていただくことは、非常に大きな意義があると考えている。その一方で、予算面については、震災からの復興に資する事業が最優先されることもあり、競技力の強化・向上に向けた重点的な措置は難しい面もある。そのような中においても、地域の皆さんや支援していただける組織・機関の力を借り、宮城全体で、高校生が元気に活動できるような環境を作っていくことが重要な使命であると考えている。今後、その開催に向けた準備が本格化していくこととなるが、本県を訪れた皆さんが、宮城を訪れて良かったと感じていただけるよう、地域ぐるみの体制づくりにも十分配慮していきたい。

遠藤委員

先日、みやぎ高校生フォーラムに参加したが、宮城県には、頼もしい高校生が多数いることを改めて感じた。そのフォーラムでは、自ら課題を見つけ、ボランティア活動等に携わるなど、生徒自身の自尊感情を見出している事例が、多くの学校から発表されていた。そのような生徒を育てることが、本県の高校教育の良い部分であると感じたが、その育成に関しては、この計画の3ページの「(2) 知識を活用した課題解決力の育成」や「(3) 人間関係を構築する力の育成」等による取組が有効であると思う。それらは、学校教育から独立するものではなく、教科指導に連携させながら取り組んでいくことが必要であるため、生徒の育成に関連させた取組も充実させていただきたい。

また、17ページの「(3) 通信制課程」の「(ア) 多様な生徒に対応した入学者選抜」に関連するが、知的な面では能力が高いものの、社会性がないなどの理由から教育に馴染めない子どもたちが一定の割合で存在しており、通信制課程や定時制課程で受け入れている事例も多いと思う。その社会性については、普通科等の生徒にも当てはまるものと思う。社会性を鍛える、社会性の向上を図る視点における教育については、通信制や定時制の生徒だけではなく、すべての子どもたちに共通して指導していく内容であるため、それ以外の学科においても取り組んでいただきたい。

教育長

委員御指摘の内容についても極めて重要なポイントだと考えている。今回、「県立高校将来構想 第2次実施計画」としてお示しているが、社会性に欠ける子どもたち、あるいは特別支援教育における発達障害を持つ子どもたちに対する指導に関する議論も必要であると考えている。これらについては、来年度開催する特別支援教育の審議会等において、テーマの一つとして議論していただくよう検討していきたい。

青木委員

私の個人的な考え・思いとなるが、これまでの日本の学校教育の中で、不十分であると感じているのは「近現代史」である。最近、話題となることの多い近隣諸国との領土問題や核問題等については、近現代の歴史的な背景から発生しているものと思う。ところが、第2次世界大戦前後の日本史は、学校教育の中で素通りされることが多く、大学入試等でも、戦後の内容は、あまり出題されないと聞いたこともある。現在、日本が抱えている政治経済・外交的な問題の多くが、そこに起因しているにもかかわらず、十分な教育が行われていないため、多数の子どもたちは、その原因が分からず、知識のないまま大人になっていくと思う。また、その教育は、歴史もしくは政治経済の分野で教えていくと思うが、それらの問題は、見方や立場が変われば、まったく逆の別の内容となる。多様な考え方や見方があることを教えていくことも重要であるが、まずは、そのような教育を進められる先生方の育成等が必要である。

子どもたちに限らず、今の日本人には、そのような多方面から考える力が欠乏しており、その部分が弱いために国家観も脆弱になっていると思う。そのようなことを今回の計画に盛り込むことは難しいのかもしれないが、多様な価値観を指導しつつ、健全な国家観を肝要するような教育も必要ではないかと思う。

高校教育課長

現在の近現代史の展開状況であるが、日本史・世界史については、日本史A・B、世界史A・Bとなっている。そのうちA科目は、近現代の情報をより多く含んだ教科内容

となっており、B科目はすべての時代の全地域・全分野について、ほぼ均等に含む教科内容となっている。ただし、いずれの場合であっても、我々が学生の頃に教育を受けた学習指導要領と比べると「近現代史」についての記述内容は増えている。また、学校現場における学習指導に関しては、各学校で学習計画を作成し、時間配分を考えた上で各種の資料集や手引きなどを活用しながら教育活動を展開している。また、先ほど御指摘のあった近現代史に関する多面的・多角的な見方・考え方については、すべての学校現場で取り入れ、子どもたちに対する教育に当たっているところである。

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 第2号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、2ページから9ページとなる。

資料3ページを御覧願いたい。この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給について必要な事項を定めているが、平成24年11月定例県議会で同条例の改正が行われたことなどを受け、知事部局で定める職員等の旅費支給規程の改正に準じ、本規則についても所要の改正を行うものである。

なお、施行期日については、改正条例の施行日に合わせ、平成25年4月1日とするものである。

詳細について、教職員課長より御説明申し上げます。

(説明者：教職員課長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。

資料7ページの新旧対照表を御覧願いたい。まず、「第4条(旅費の計算の特例)」であるが、所属長が旅行の日程を考慮して、新幹線鉄道を利用することが必要と認めた場合に適用される旅費の計算の特例について、その出発地または目的地を「気仙沼以東地域」から「気仙沼市内全域」に拡大するものである。

次に、「第7条(旅行雑費)」については、条例の改正により、定額に加え、公務上の必要により利用した有料道路の料金等の実費額を支給できることとなったほか、任命権者が知事に協議して定める料金を支給できる規定が設けられたことを受け、旅行に附随して発生する各種取扱手数料等、対象となる料金並びにその手続きについて、新たに規則に定めるものである。

資料8ページを御覧願いたい。「第8条(日額旅費)」については、航海中における船上での生活に附随する経費を賄うために支給されている「航海日当」の職務の級区分を廃止するとともに、その額及び海域区分を改正するものである。また、外国旅行における支度料が、次に御説明する「外国旅行雑費」へ統合されることに伴い、関係規定を削除するものである。

次に、「第10条(外国旅行雑費)」については、条例の改正により、定額及びパスポートの交付手数料等に加え、各任命権者が知事に協議して定める料金等を支給できる規定が設けられたことを受け、外国旅行に附随して発生する手数料、最低限の医薬品の購入費及び任意の予防注射料等、対象となる料金並びにその手続きについて、新たに規則に定めるものである。

9ページを御覧願いたい。「第11条(旅費の調整)」については、条例の改正により、日当が旅行雑費に名称変更されたほか、職務の級による宿泊料の区分が廃止されたことを受け、児童生徒の引率旅行に係る規定の一部を整理するものである。その他、文言の修正等、所要の改正を行うこととしている。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 10 課長報告等

(1) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに前期選抜及び連携型入試について



(説明者：高校教育課長)

平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査並びに前期選抜及び連携型入試について、御報告申し上げます。

別冊資料の1ページを御覧願いたい。「1 高校入試実施効率高等学校数・学科(コース)数」及び「2 前期選抜を実施する公立高等学校数・学科(コース)数」については、資料に記載のとおりである。一番下の「※印」のとおり、前期選抜の出願者がいなかった全日制の1校1学科、定時制の3校3学科では、前期選抜は実施しなかったものである。

2ページを御覧願いたい。「3 総括」であるが、第2回予備調査については、全日制では募集定員15,160人に対し17,212人から志願があり、県全体の平均倍率は1.14倍で、昨年度の1.16倍よりも0.02ポイント下回っている。定時制では、募集定員1,040人に対し449人から志願があり、県全体の平均倍率は0.43倍で、昨年度よりも0.01ポイント下回っている。本年度から実施した前期選抜については、全日制では募集定員3,606人に対し8,484人が出願し、県全体の平均倍率は2.35倍で、昨年度の推薦入試倍率の1.05倍と比べて大きく増加した。また、定時制では、募集定員230人に対し187人が出願し、県全体の平均倍率は0.81倍で、こちらも昨年度と比べて大きく増加した。試験当日の受験状況について、昨年 の推薦入試の際は、欠席者は1人であったが、今年の前期選抜では、全日制・定時制を合わせ30人が当日欠席となっている。その理由としては、国立高等専門学校や私立高校の推薦入試で合格した生徒が辞退したケース、体調不良であって大事を取ったケースなどが報告されている。合格発表の状況について、全日制の合格者は3,469人で、出願した8,484人の受験生うち40.9%が合格している。また、定時制の合格者は102人で、出願者した187人のうち54.5%が合格している。

なお、連携型入試については、出願した101人が全員合格している。これに、仙台二華高校と古川黎明高校における併設型中学校からの進学者78人及び80人を加えた3,830人が、現時点で公立高校への進学が決まっている人数となる。募集定員全体に占める、現時点での定員充足の状況は、全日制で24.6%、定時制で9.8%となっている。この結果、後期選抜の募集定員は、全日制が11,432人、定時制が938人となったものである。

3ページ以降は、学校、学科別の合格状況である。

6ページを御覧願いたい。上段が定時制課程の状況、その下は前期選抜と同じ日程で行った社会人特別選抜と志津川高校の連携型入試の状況である。社会人特別選抜は、定時制合格者の内数となっている。また、連携型入試の合格者は、前期選抜とは別の外数となっている。

今年の入試については、大きな制度変更を伴っているが、予備調査については、昨年度とほぼ同じ傾向の状況となり、高等学校の志望についての動向は例年と変わらない状況となっている。また、前期選抜については、昨年までの推薦入試と比べ、受験生が積極的に出願している傾向が見られ、仙台一高・普通科や泉高・英語科で6倍を超える倍率となった。また、定時制についても東松島高では4倍を超える状況となった。こうした状況については、今回の新しい制度へ移行した初年度であり、中学生が積極的にチャレンジしようとしていることが表れているものと捉えている。

合格発表において3,672人が合格を決めた一方で、約5千人の不合格者も発生している。これまでの推薦入試の場合は、発表時に合格を決められなかった生徒は約1,200人程度であったため、例年の約4倍の生徒が不合格となった。今後、受験される皆さんが、強い気持ちで志望校に再チャレンジすることに期待している。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

「3 総括」であるが、まず、昨年の推薦制度から大きく変更されているが、倍率が増加したことについて高く評価したい。また、前期選抜については、例えば、希望する方はどなたでも構わないとしている場合や、評価点が1点以上でなければ受けられない場合等、各学校で出願できる条件を設定している。その倍率等について、多くの方々は、

報道機関から提供される情報により把握していると思う。しかし、各学校の出願条件が異なるため、単に倍率だけを基に選抜の状況を判断することはできないと思う。県教委から報道機関に提供する情報は、その制度変更に関する内容も含まれていると思うが、テレビや新聞等では、倍率だけが前面に出てきている例が多いため、県民の方々は誤った認識を受ける傾向にあるのではないかと感じる。その情報提供については、今年度から出願に係る前提条件等が変更され、単に倍率だけで判断するものではないことを、提供する資料のどこかに記載しておくことも必要ではないかと感じた。

また、今回は前期選抜の状況であり、後期選抜の結果を見ないと最終的な傾向は把握できないと思うが、仙台圏の高校はそれなりの倍率になっているが、それ以外では、1倍未満となっている地域もある。それらの傾向は、新しい選抜による影響であるのか、あるいは各学校のPR等が不十分であるのか伺いたい。また、沿岸部の被災地域では、人口の減少もあるため志願者の増加が見込めない状況であり、その対策も考えていく必要があると思うがいかがか。

高校教育課長

前期選抜に係る情報提供については、各高校から周知したほか、各中学校において、生徒や保護者に対する説明会を開催するなど、各関係機関で取り組んでいただいた。報道機関への情報提供時にも、制度の変更点等を御理解いただくよう努めてきたが、少し不足していた部分もあると思われる。今後発表する際には、十分に留意していきたい。

2点目の倍率に関連する部分であるが、前期選抜では、1倍未満の学校は少なくなってきた印象を持っており、数値は上昇傾向にある。その一方で、後期選抜を含む全体的出願状況を見ると、やはり1倍未満の学校が多くなっている。被災地域等、生徒数の減少による影響が出ている場合もあるが、各学校及び各地区において、学校の特色をしつかりと打ち出し、より一層の生徒募集に努めていく必要があると考えている。

佐竹委員

昨年の約4倍の不合格者が発生しているとの説明であったが、今回の制度変更により、各学校の門戸が開かれ、多くの生徒がチャレンジした結果が反映されていると思う。今回の結果を受けて、制度変更による利点と改善すべき部分が見えつつあると思うがいかがか。また、先ほどの説明にもあったように、生徒の再チャレンジに期待したいが、そのためには、生徒に対するフォローも必要であり、意欲を削ぐようなことは絶対にあってはいけないと思う。一番大事なことは、子どもたちの意欲を減退させないことであり、今後どう進めていくのか、現時点で検討している対策等があれば説明願いたい。

高校教育課長

以前の推薦入試の際には、中学校からの推薦により選抜することとしていたため、希望する学校があっても、必ずしもチャレンジできなかったこともあり、多くの潜在的な希望者がいたと思う。今回の選抜では、出願条件等を設定したものの、志望する学校にチャレンジしたい生徒が多かったため、これまで約1,200人であった不合格者が約4倍に増えたため、そのような状況であることを再認識できた。また、今後の前期選抜については、以前の推薦入試よりは募集定員が約10%ずつ縮小する傾向にあることから、その募集人数や出願条件等について、各学校に対し、繰り返し説明していくことが必要であると考えている。また、各市町村教育委員会に対しては、こちらから出向く形での現在の中学校2年生を対象にした保護者向けの説明会を開催することも周知している。さらに、中学校の先生方への説明会も丁寧に繰り返していくことも必要であると考えている。後期選抜が終わった時点で、全体を通した選抜方法の在り方について、検討を重ねていくこととしており、今後、7月に開催する予定の入学者選抜審議会等に、問題点等を整理した上で、県教委としての考え方を示していきたいと考えている。

佐竹委員

そのチャレンジしてみようとする気持ちが子どもたちの志であり、前期選抜を受けてみよう、希望する学校に入れるかもしれないとの期待感があると思う。その期待感とは逆に、年度を増すごとに門戸が狭くなっていく現実もあるため、子どもたちや保護者に

対しては、そのような状況を十分に認識されるような周知に努めていただきたい。

子どもたちの挑戦しようとする気持ちを削がないよう、そして、選抜の状況や方法等が浸透していくよう、十分に配慮していただきたい

## (2) みやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業について

(説明者：スポーツ健康課長)

みやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業について、御説明申し上げます。

資料は、1ページ及び別冊リーフレットとなる。

資料1ページを御覧願いたい。本県では、このたび策定した「宮城県スポーツ推進計画」において、ジュニア層からトップアスリートを発掘・育成し、後には、その選手が指導者等として、本県スポーツを牽引する環境の構築を目指すこととしており、スポーツを通じた次世代の人材育成を図ることとしている。そのような中で、「1 趣旨」にあるように、公益財団法人東日本大震災復興支援財団から、スポーツを通じた本県の子どもたちの夢と希望を育む環境の実現に向けた支援として、本県のスポーツ関係団体で組織した実行委員会に対する寄附の申出があり、過日、寄附支援に関する調印式を執り行ったところである。

その寄附を活用した取組として、当該実行委員会では、本県のジュニアアスリートの育成と、子どもの体力向上を図る「みやぎ『夢・復興』ジュニアスポーツパワーアップ事業」を展開することとなった。この事業は、同財団から今後6年間の支援が予定されており、「4 事業期間」に記載のとおり、平成25年度から平成30年度までを予定している。

次に、「5 事業内容」の「(1) オリンピック候補となりうるジュニアトップアスリートの育成」についてはリーフレットを御覧願いたい。事業名を「みやぎジュニアトップアスリートアカデミー ～被災地からめざせオリンピック～」として、小学4年生から6年生を対象に、将来、オリンピックや国際大会等で活躍する選手を輩出すべく、身体能力の高い子どもを各学年30名選抜し、3年間継続してトップアスリートになるために必要な知識や技能の習得を目指すこととしている。

なお、このリーフレットは現在、その募集に向けて、県内すべての現小学3年生から5年生に配付しており、アカデミー修了となる小学校卒業時においては、個々の特性に応じた競技種目を提示し、より競技性の高くなる中学校期において個々の特性を活かせるよう導いてまいりたい。

今後、3月の選考会を経て、4月21日の第1期生認定式に向けて進めてまいることとしている。

資料1ページにお戻り願いたい。もう一つの事業として、「(2) 小学生の体力・運動能力の底上げ」であるが、子どもの体力・運動能力の低下については、本県のみならず、全国的な課題となっているが、被災地である本県では、特にこのことが懸念される状況にある。このことを踏まえ、ジュニアアスリートを輩出するためにも、その基盤となる本県すべての子どもの体力・運動能力の向上やスポーツへの動機付けが重要となることから、既存事業の「みやぎの子どもの体力運動能力充実プロジェクト」との連携を図り、効果的な事業を展開できるよう、関係機関等と検討してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

このパワーアップ事業の周知について、小学生の中には、例えば、各競技団体に所属している子どもたちもいると思うが、その手法としては、競技団体に対するものではなく、あくまでも児童を対象としたものと理解して良いか。また、知識や技能に関する指導者について、どのような方を想定しているのか、そして、どのような指導方法で進めていくのか、現時点で決まっているのであれば説明願いたい。

スポーツ健康課長

1点目のリーフレットの配付については、各小学校を通じ、現在3年生から5年生のすべての児童に配付している。また、資料1ページの「2 主催」の構成団体に記載しているとおり、県体育協会、県スポーツ少年団、あるいは各競技団体の連盟等で組織しているため、その団体等を通じ、各競技団体に加入している子どもたちに対しても同様に周知しており、当然ながら各団体からのバックアップもあるものと考えている。

なお、申込に際しては、子どもたち自身が個別に申し込むのではなく、保護者の同意の基で、事務局あて申し込むこととしている。

2点目の指導者及び指導方法については、その構成団体の中に仙台大学があり、そこを中心に指導プログラムを作成することとしている。仙台大学では、先駆的に取り組んでおり、これまでの指導実績等もあることから、高い水準で指導していけるものと考えている。その他、日本スポーツ振興センターやJOC日本オリンピック委員会等とも連携を図った上、各団体を通じた指導者等の派遣も検討していく予定である。

佐竹委員

この事業の実施に当たり、応募する際の目安となる体力や身体能力等の基準値は示していないのか。誰でも申し込むことができるのであれば、多くの選考されない児童が出ることも懸念されるのではないか。また、家庭等からの相談については、各学校で対応すると思うが、その基準がなければ、相談を受けた学校で困惑するのではないかと思う。さらに、応募した子どもたちや各家庭では、選考に対する期待感もあるため、やはり、ある程度の基準が必要と思うがいかがか。

スポーツ健康課長

申込に係る基準値等については、この事業は年度途中から開始することとしており、本県でも初めての取組となるが、どのような子どもたちが応募してくるのか絞りきれなかったため明示していない。しかし、一つも情報が無いのでは選考が困難となるため、裏面の「申し込み方法及び申し込み期間について」の「③記載内容」とおり新体力テスト8種目の記録を記入していただくこととした。今回は、申込された方々の中から書類による第1次選考を行い、さらに、運動能力等を実際に測定した上で選考することとしている。現時点では、初めての取組となることから、門戸を広げた形で募集しているが、来年度以降はさらに検討を加えてまいりたいと考えている。

佐竹委員

全員に申込の機会を与えることは良いことであるが、それに加えて、先ほど伊藤委員が発言されたように、スポーツクラブなどの団体からの推薦を検討してはどうか。

スポーツ健康課長

先ほど申し上げたとおり、実行委員会には、県体育協会や県スポーツ少年団等の団体も加わっており、そこからの意見を吸い上げや、ともに検討していくことは可能であると考えている。また、今後の選定により、各学年30名を「みやぎゴールドジュニアアスリート」に認定し、トップアスリート養成プログラムに参加していただくこととなるが、個々人の身体能力や得意とする分野があるため、仙台大学のプログラムを主として、各競技団体、スポーツ少年団等から御意見をいただきながら進めてまいりたい。

遠藤委員

ここで認定された子どもたちの最終的な受入先は、県内のスポーツ競技団体になると思うが、リーフレットに記載されている競技種目には、どれほどの小学生が参加しているのか。例えば、ラグビーであれば、若干の民間クラブチームがあったと思うが、県内では亘理中学校が取り組んでいるだけである。このリーフレットでは、小学校卒業時に種目を選択することとなるが、子どもたちの通える範囲で受入先を確保できるのか。

スポーツ健康課長

小学生の競技人口については、手元に詳しいデータがないため即答できないが、高体連や中体連、あるいはスポーツ少年団等、少子化の影響等により減少しているのが実態である。また、ゴールドアスリートに認定された子どもたちについては、この事業の構成団体である各競技団体等が責任を持って育成していくこととなる。事業の流れを引き継いだ適切な受入先を確保できるものと考えている。

青木委員

今回は、実行委員会で募集し、本事業により、小学校卒業時まで育成することとなる。その後は、各競技団体等で、その児童を受け入れるとのことであるが、その子どもたちは最終的には各団体で活動することとなるのか。

スポーツ健康課長

小学校在籍中は、この事業によるプログラムに参加していただき、月1回程度開催する研修会や、年に3・4回程度の宿泊を伴う合宿の実施等により、最新の知識及び技能の習得を図ることとしている。また、各競技団体に独自に所属している場合等、通常ど

おりに練習していただいて構わない。その上で、この研修会を通して相談しながら、最終的には小学校卒業時に自分に合うスポーツを判断していくこととなる。

青木委員 小学校卒業後は、この事業に参加せず、各団体に育成していくこととなるのか。オリンピックや国際大会で活躍するトップアスリートを育成するとの趣旨であれば、小学生の時期だけではなく、その後も継続して育成すべきではないか。

スポーツ健康課長 認定された子どもたちに対しては、小学校卒業後もフォローしていくこととなるが、本事業のプログラムについては、小学校卒業までとなる。その後は、競技団体と連携を図り、各団体が責任を持って育成することとしている。

青木委員 現在の想定で構わないが、競技団体に受け入れた際に、そのフォローするプログラムが位置付けられているのか。

教育長 リフレット見開きの右ページに、「年間アカデミー」と「アカデミーから県内スポーツ競技団体へ」の内容を記載しており、小学生の段階では当該プログラムを受けていただき、中学校入学後には各競技団体が中心となり、練習環境等をカバーすることとなる。それに併せ、本事業の修了後も、世界レベルの講習や講座への案内等、必要な支援を継続していくこととしているが、具体的なプログラムについては、まだ詰めていない部分もあるため、今後検討してまいりたい。

また、先ほど競技団体からの推薦に関する御意見をいただいたが、この事業は、子ども自身が夢を抱き、頑張りたいとの意志を持って臨むこと、そして、保護者も一緒に挑戦する気持ちで参加することを基本としているため、子どもや家庭が進んで参加することに意義があると考えている。

青木委員 記載されている種目については、県内の競技団体のうち手を挙げた団体の種目を指定したとのことであった。実務的には理解できるが、例えば、県として選手を育成したい種目や、推進したい種目等はないのか。単に、応募してきた所だけ指定しているのか。

スポーツ健康課長 各種目の強化については、この事業とは別に、競技団体に対する補助金等により支援している。今回は、あくまでも「みやぎジュニアトップアスリートアカデミー」としての事業となるため、本事業の趣旨に沿って進めていける競技団体に賛同いただいたものとなる。この事業から毎年30名の子どもたちが輩出され、各種目に応じた競技団体へ引き継いでいくため、相当数以上に指定できたのではないかと考えている。

青木委員 今後、この種目数を増やすことを想定しているのか。この種目の中には、人気のある野球やサッカー、あるいはゴルフも指定できるのではないかと思うがいかがか。

スポーツ健康課長 野球やサッカーの競技団体に対しても呼び掛けているが、それらは、既に各競技団体の指導システムや強化システムが確立されており、この事業を活用しなくても、独自に強化選手を育成できるため、今回は賛同されなかったと思われる。この種目以外で希望があれば随時検討することとしており、今後、充実していく可能性はあると考えている。

青木委員 ゴルフについては、団体の強化システムがないのか。

スポーツ健康課長 ジュニア教室で対応しているものと思うが、詳細については把握していない。

青木委員 石巻地域に住んでいる子どもが、ゴルフの大会に出ているとの話を耳にした。とても楽しみであり、今後、このような事業で育成していくことも検討いただきたい。

## 11 資料（配付のみ）

- (1) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (2) 平成25年度県立中学校の入学者選抜結果について
- (3) 指導者研修会について ～体罰根絶に向けて～

（その他：体罰問題の調査について）

佐竹委員 資料で配付されている「指導者研修会 ～体罰根絶に向けて～」に関連するが、前回

も伺った体罰の調査について、国の要綱に沿って各県でも実施するとのことであったが、その実施時期、対象者、実施期間を説明願いたい。最近の新聞記事では、部活動に関する体罰の問題が取り上げられているが、本県の状況は全体的に見えてきていないと思うので、どのような動きになっているのか説明願いたい。

教職員課長 体罰に関する調査であるが、1月23日に国から通知されており、それを踏まえ、本県では1月25日付けで、教職員に対し、改めて体罰禁止の徹底を周知するとともに、調査を開始した段階である。委員御指摘の調査の対象については、仙台市を除く県内の小・中・高校及び特別支援学校のすべての公立学校としており、平成24年度内における体罰の実態を調査することとしている。具体的には、学校内における教職員からの自己申告に基づく実態確認と保護者に対する調査を実施することとしており、そのうち保護者あての調査については、県教委からの通知文書の中に調査項目の参考例を示し、それらを活用し、各学校から各保護者に調査表を配付している状況である。この調査の取りまとめについては、国への報告期限が4月30日となっていることから、県立学校は3月15日まで、市町村立学校は、教育事務所を経由した上で3月22日まで県教委に報告することとしている。仮に、疑わしき事案があれば、当該事案に関係する教職員、児童生徒及び保護者等に対する事実関係の確認を行い、調査結果をまとめていきたいと考えている。

佐竹委員 部活動の顧問や監督等に対する調査は実施しないのか。

教職員課長 今回の調査対象としては、部活動のみならず学校活動全般としているため、当然ながら部活動の顧問も含め、学校におけるあらゆる体罰行為または暴力行為が対象となる。

佐竹委員 先ほどの説明によれば、教職員からの自己申告または保護者から寄せられた情報に基づき事実確認するとのことであったが、子どもたちに対する調査は実施しないのか。

教職員課長 保護者に対する調査の参考例においては、児童生徒に関する内容を記載する項目もあるため、当然ながら子どもと保護者が相談しながら調査票に回答することとなる。

## 12 次回教育委員会の開催日程について

委員 長 次回の定例会は、平成25年3月15日（金）午後3時30分から開会する。

## 13 閉 会 午後3時25分

平成25年3月15日

署名委員

署名委員